

## 高齢者・障がい者の権利擁護のための司法書士出張事業の概要

### 1. 出張できる地域：鹿児島県内（一部地域をのぞく）

- ・地域によっては出張できない場合がございますが、まずにご相談ください。

### 2. 出張費用：1回目の相談は無料 2回目以降は有料（ただし虐待案件など特別な事情がある場合は除く）

- ・1回目の相談については無料ですが、2回目以降は原則として有料となり、各司法書士事務所規定の相談料が発生します。
- ・相談の結果、司法書士が実際に事件を受任する場合（例えば、成年後見に関する申立書の作成を依頼される場合など）には、別途、司法書士に対する報酬支払が必要となります。

### 3. 相談内容

- ・成年後見制度を中心として、高齢者・障がい者の権利利益に関することであれば、特に限定はありません。高齢者・障がい者の多重債務問題や消費者問題などのご相談ください。

※当事者の自宅や入所施設へ出張する場合には、原則として、支援者の同行・同席をお願いいたします。

※論点整理や関係者等との調整がなされていないと、1回の相談では充分に対応できないこともございます。相談を充実したものとするため、事前に論点整理や当事者・関係者との調整をしていただきますようお願いいたします。

### 4. お申込方法

- ・ご本人の状況を把握している相談機関・病院・施設などからお申し込みください。「申込書」に必要事項を記入いただき、事務局までFAXください。出張相談員が決定しましたら、担当司法書士からご連絡申し上げ、出張日時の調整をさせていただきます。（相談員決定まで数日お時間いただきます。）

### 5. 記入の際の注意点・お願い事項

#### （1）「司法書士の出張が必要な理由」の欄

司法書士出張事業は、①相談希望者が司法書士に相談したいことがあるが高齢や障がいのため司法書士事務所へ赴くことが困難な場合、②ご本人の事情や状況等を把握し問題解決を図るためには司法書士が自宅や施設等を訪れる必要がある場合、③高齢者・障がい者の支援に関するカンファレンス等で専門職にアドバイスを求めたい場合でのご利用を想定しております。お申込の案件が司法書士出張事業で対応すべきものかどうかの判断要素といたしますので、必ずご記入をお願いいたします。

リーガルサポート鹿児島支部での審査の結果、司法書士出張事業としては対応いたしかねる場合もありますので、ご了承のほど宜しくお願いいたします。

※リーガルサポート鹿児島支部では、成年後見等に関する無料相談会（面談または電話）を定期的で開催しているほか、相談希望者のお近くの司法書士事務所の紹介も行っております。司法書士の出張を必要としないケースにつきましては、ぜひ上記相談会やリーガルサポート鹿児島支部による事務所紹介をご利用ください。

**（２）「本案件について、司法書士出張事業を利用したことはありません。」の欄**

司法書士出張事業は、一案件につき1回目の相談は無料ですが、2回目以降は原則として有料となります。上記欄にチェックがない場合には、原則として相談者に相談料をご負担いただくこととなりますので、ご留意のほど宜しくお願いいたします。

**（３）「本案件について、法テラス特定援助対象者相談援助を利用したことはありません。」の欄**

すでに法テラス特定援助対象者相談援助を利用されたことのある案件については、司法書士出張事業としては対応いたしかねますので、ご了承のほど宜しくお願いいたします。

**（４）「出席予定者」の欄**

出張相談の際に出席される方々をご記入ください。出張相談を充実したものとするため、当事者・関係者との事前調整をしていただきますようお願いいたします。

なお、特別の事情がある場合を除き、ご本人が出席されない場合は、司法書士の出張を必要としないケースとして判断し司法書士出張事業としては対応いたしかねることもございますので、ご留意のほど宜しくお願いいたします。

**（５）「相談内容」の欄**

具体的な相談内容のご記入をおねがいします。適宜の様式で添付いただいても構いません。出張相談を充実したものとするためにも、事前に論点等の整理をしていただきますようお願いいたします。

なお、出張した相談員が、そのまま後見開始等申立書の作成を支援したり、後見人等候補者になるとは限りません（＝申立書の作成支援や後見人等候補者には、出張した司法書士とは別の司法書士が関与することがあります）ので、出張した相談員がその後の申立書の作成支援を行うことや後見人等候補者になること等を希望される場合には、あらかじめその旨を相談内容欄にご記入ください。